



居宅訪問サービス

観音寺市在宅医療・介護連携協議会
職種紹介

介護保険とは

- ・第1号被保険者 65歳以上の方で、介護や支援が必要になった方（どんな病気やけがが原因かは問われません。）
- ・第2号被保険者 国民健康保険や職場の医療保険に加入する40歳から64歳までの方で、老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護や支援が必要になった方
- ・利用可能な対象者は要介護1～5、要支援1・2、事業対象者

訪問介護

対象者 要介護1～5

訪問介護事業	
生活援助	掃除や洗濯、買い物や調理など
身体介護	入浴や排せつのお世話

総合事業

対象者は、要支援1・2、事業対象者

介護予防訪問事業	
生活援助	買い物、調理、洗濯、掃除等、利用者と一緒に行う。
身体介護	食事や入浴の介助を利用者と一緒に行う。

地域支援訪問事業

買物、ゴミ出し、掃除

障害福祉サービスとは

利用対象者は、18歳以上の身体障害・精神障害・知的障害で障害支援区分1以上と認定された方及び18歳未満のこれに相当する障害児

障害福祉サービス	
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 生活援助
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有するものであって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む）
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う。

ヘルパー利用の流れ

介護保険

障害福祉サービス

申請

- 各市町村に介護認定の申請

- 市町村の障害サービス担当窓口に申請

認定

- 認定調査と医師の意見書により要介護認定

- 認定調査と医師の意見書により障害支援区分認定

依頼

- 居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから依頼

- 特定相談支援事業所から依頼

ヘルパー利用の流れ

サービス担当者

会議

- ご利用者や関係事業所が集まり、サービス計画について会議を開催します。

サービス開始

- 初回のサービスに提供については、サービス提供責任者と担当のヘルパーが自宅を訪問します。ホームヘルパーは訪問介護計画書又は支援利用計画書に沿ってサービスの提供を行います。

定期訪問

- サービス提供責任者が定期的に自宅へ訪問しサービス内容・ご利用状況についてご意向・満足度を伺い、サービスの向上に努めます。

費用について

➡ 訪問介護事業

例) 身体介護	20分以上30分未満	2,440円
	30分以上1時間未満	3,870円
生活援助	20分以上45分未満	1,790円
	45分以上	2,200円

加算 特定事業所加算

介護職員処遇改善加算 等

事業所により異なる

利用者負担割合 1～3割

場合により全額保険、公費負担

費用について

▶ 介護予防訪問事業

例) 週1回の利用 (1~4回)	2,870円/回
月5回以上	11,760円/月
週2回の利用 (5~8回)	2,870円/回
月9回以上	23,490円/月

加算 特定事業所加算
介護職員処遇改善加算 等
事業所により異なる

利用者負担割合 1~3割
場合により 全額保険、公費負担



費用について

▶ 地域支援訪問事業

市の指定する研修を受講した生活支援ボランティアが訪問します。

利用料 1回300円

1時間以内週1回まで

➤ 障害福祉サービス業

例) 居宅介護

身体介護	30分以上 1 時間未満	4,040円
通院介助等	30分以上 1 時間未満	
	身体介護を伴う	4,040円
	身体介護を伴わない	1,960円
家事援助	45分以上 1 時間未満	1,970円
重度訪問介護	1 時間未満	1,860円
同行援護	30分以上 1 時間未満	3,020円

加 算 特定事業所加算
介護職員処遇改善加算 等
事業所により異なる

利用者負担割合 1 割 (限度額設定あり)
場合により公費負担

費用について

ヘルパーができる事

(介護保険給付の対象)

ホームヘルプサービス

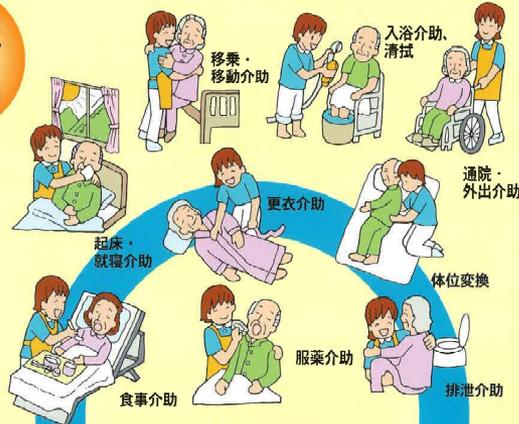
ヘルパーができない事

(介護保険給付の対象外)

介護保険による訪問介護サービスの内容は下記のとおりです。
(下記は具体例です)

次のようなものは介護保険による訪問介護サービスの内容としては、
認められていません。(下記は具体例です)

身体介護



生活援助



社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
訪問介護事業所 57-6016



「やってはいけないこと」

➡ 身体介護

- ・ 爪に異常がある、爪の周囲の皮膚に化膿や炎症がある、糖尿病などに伴う専門的な管理が必要な爪の爪切り、爪やすり
- ・ 内服薬の管理・仕分け
- ・ 褥そうの処置など、専門的な判断が必要な傷の処置
- ・ 水銀血圧計での血圧測定 他

「やってはいけないこと」

▶ 生活援助

- ・利用者以外のための調理、おせち料理などの行事用の調理
- ・利用者以外のための洗濯、布団干し
- ・利用者が使用していない部屋の掃除
- ・外回り・庭木の手入れ・花木の水やり・窓ふき
- ・遠くの店での購入・安売りを探して3件以上での買い物
- ・お金の引き出し
- ・話し相手 他

現在の介護員

ヘルパーの
高齢化

人数

年齢



今後の課題

- ・介護技術・専門職としての知識
- ・家族・看護・関係専門職との連携
- ・人材の確保

